

証券コード 8181
2022年5月10日

株主各位

東京都台東区池之端1丁目4番1号
株式会社 東 天 紅
代表取締役社長 小泉和久

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては極力株主総会当日のご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月25日午後6時までには到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区池之端1丁目4番1号
東天紅上野店 3階 鳳凰の間
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第66期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.totenko.co.jp/>）に記載させていただきます。

◎新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますのでご協力の程お願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力をお願い

2022年5月26日(木)開催予定の当社第66回定時株主総会に際して、新型コロナウイルスの感染防止に向けた当社の対応等について、以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主の皆様へお願い

新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて、可能な限り議決権行使書の郵送による事前の議決権行使にご協力をお願いいたします。

- ・本総会へのご出席を検討されている株主様は、体温の測定等当日の健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願いいたします。また、ご来場される場合はマスク着用のうえ、ご来場ください。
- ・ご来場の株主様でマスク未着用の方、発熱されている方、体調不良と見受けられる方には、本会場への入場をお控えいただく場合がございますので、当日のご自身の体温、体調をお確かめのうえ、ご出席をご判断ください。
- ・開催時間短縮のため、事業報告の詳細な説明の省略など、例年よりも議事進行を簡潔に進めることを予定しております。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいたきますようお願い申し上げます。

2. 本株主総会における当社の対応及び来場される株主様へお願い

- ・役員及び運営スタッフにつきましては、検温等を含めて体調を確認したうえで対応させていただきます。また、マスクを着用させていただきます。
- ・株主控室でのお飲み物の提供を取り止めさせていただきます。
- ・受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・会場等において、アルコール消毒液の噴霧など感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力の程お願い申し上げます。
- ・社会的距離確保のため、会場の座席数を例年よりも減らし、座席間の距離を確保しております。そのため、座席数に限りがあり、満席の場合には入場をご遠慮いただく場合がございますので、予めご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に繰り返され、長期にわたり経済活動が制限されました。また、感染再拡大への警戒感から、依然として予断を許さない状況が続いております。

当社では、お客様並びに従業員への新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、休業や時短営業を実施しております。

当社の新型コロナウイルス感染予防対策は、従業員含めた健康チェック等の従業員感染防止対策に加え、お客様並びに従業員の安全・安心のため、客席の間隔の確保、料理のお取り分け、飛沫感染防止のための透明アクリル板設置等、各自治体の安全対策認証制度に適合する認証店となり、感染防止対策を徹底いたしました。

これらの対策を継続して実施すると共に、安全・安心なスペースをご提供することを、より多くのお客様にご案内し、業績の回復に邁進してまいります。

まず、 Grill及び少人数のお集りを中心にネット媒体対応の強化に努めてまいりました。

そして、ご家庭で味わえる『おうちで東天紅』においては、季節毎にメニューを組み替え、お客様の声を反映し商品内容を拡充すると共に、便利な小分けパックを採用するなど、EC事業の販路拡大に注力いたしました。さらに、宴会の代替としてご利用いただけるようセールス活動を展開しております。また、新型コロナウイルス対策として、オンラインセールスを導入し、セールス活動をより一層活性化いたしました。

一方、2021年3月、オーナーの周辺地域開発計画に伴い、「高輪店」を閉鎖いたしました。

また、管理面においては、賃料等の固定費を含めたあらゆるコストの圧縮及び変動費化を推し進めると共に、各店舗の特性に応じた営業時間を設定するなど、営業日・営業時間の見直しを図り、店舗経費削減に取り組んでまいりました。

しかしながら、当期の売上高は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、前年同期比24.0%増の19億9,739万円、営業損失は10億4,723万円（前年同期は営業損失16億7,283万円）、助成金収入により経常損失は2億200万円（前年同期は経常損失14億1,173万円）となりました。また、臨時休業等による損失7億5,031万円、「大阪天満橋OMM店」閉鎖による原状回復費用1億4,300万円、閉店した神戸店に係る減損損失1億2,871万円、神戸店の減損損失計上に伴う土地再評価差額金及び繰延税金負債の取り崩しにより、法人税等調整額3,817万円を計上した結果、当期純損失は9億4,693万円（前年同期は当期純損失19億3,812万円）となりました。

セグメント別売上高は次のとおりであります。

セグメント別	売上高	売上構成比	前年同期比
飲食業	1,815百万円	90.9%	127.3%
賃貸業	182	9.1	98.4
合計	1,997	100.0	124.0

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資総額は411万円でありませす。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達におきましては、今般の新型コロナウイルスの感染拡大及びその長期化に備え、財務基盤のより一層の安定化を図ることを目的として、2020年6月に30億円の当座貸越契約を締結し、当該当座貸越契約に基づく実行により、3億5,000万円の資金調達を行いました。当座貸越枠合計での未実行残高28億円と当面の資金を確保しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染の収束時期が見通せず、ロシアによるウクライナ侵攻、資源価格の高騰など、景気の先行き不透明感が強まり、予断を許さない状況が続いております。

当社では、新型コロナウイルスの影響により、休業や時短営業を余儀なくされるなど大変厳しい状況のもと、固定費を含めたあらゆるコストの圧縮及び変動化をさらに進めると共に、先んじて需要の回復が予想される中小宴会をより多く受注するため、WEBを駆使した販促により、新たな集客策の確立を目指してまいります。

まず、申込時に予約が確定するインターネット即予約サイトの利用を促進すると共に、少人数向けレストランプランを幅広くご用意し、中小宴会向けのプランをご用意するなど、新たなお客様の獲得に取り組んでまいります。

また『おうちで東天紅』の商品内容を拡充し、EC事業の販路拡大を目指すと共に、宴会の代替としてご利用いただけるようセールス活動に注力してまいります。

さらに、セールス担当による会議等の空間ビジネスにも注力してまいります。

そして、これまで以上に新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、お客様や従業員の安全・安心のために全力を傾注してまいります。

一方、2022年10月、「大阪天満橋OMM店」を閉鎖するなど構造改革を継続してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	2018年度 第63期	2019年度 第64期	2020年度 第65期	2021年度 第66期(当期)
売上高(百万円)	6,954	6,777	1,611	1,997
当期純利益又は純損失(△)(百万円)	28	△238	△1,938	△946
1株当たり当期純利益又は純損失(△)(円)	10.97	△92.80	△754.61	△368.69
総資産(百万円)	12,606	12,714	12,180	11,218
純資産(百万円)	10,283	10,008	8,073	7,124

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2022年2月28日現在)

当社は中国料理を主体とする飲食店、結婚式場、宴会場等の経営及び食品の加工、販売の業務を営んでおります。

(8) 主要な営業所(2022年2月28日現在)

- ① 本社 東京都台東区池之端1丁目4番1号
 ② 営業所 店舗名及び所在地は次のとおりであります。

店 舗 名	所 在 地	店 舗 名	所 在 地
秋田キャッスルホテル店	秋 田 市	横浜桜木町ワシントンホテル店	横 浜 市 中 区
J A C K 大 宮 店	さいたま市大宮区	名 古 屋 店	名古屋市中村区
CHIBA SKY WINDOWS 東 天 紅	千葉市中央区	K I T T E 名 古 屋 店	名古屋市中村区
第一ホテル両国店	東京都墨田区	大阪天満橋 O M M 店	大阪市中央区
上 野 店	東京都台東区	姫路・山陽百貨店東天紅	兵庫県姫路市
東京国際フォーラム店	東京都千代田区	LUCIS GARDEN 上野店	東京都台東区
オペラシティ東天紅	東京都新宿区	LUCIS GARDEN 恵比寿	東京都渋谷区
深 川 店	東京都江東区		

(9) 従業員の状況(2022年2月28日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
244名	△30名	38.8歳	15.7年

(注) 上記のほか、臨時従業員が月平均72名おります。

(10) 主要な借入先 (2022年2月28日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,877百万円
朝 日 信 用 金 庫	400
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	200
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100
株 式 会 社 り そ な 銀 行	70

(11) その他企業の現況に関する重要な事項

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、政府、自治体による緊急事態宣言等による店舗の営業休止及び営業時間の短縮を含む新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、前事業年度から継続して、当事業年度においても2020年2月期以前に比べて売上高が著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失並びにマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。また、当事業年度末の流動負債に計上している借入金残高2,287百万円は手元流動資金549百万円に比して高い水準にあり、取引先金融機関に対して継続的な資金支援を要請している状況にあることから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当社の当事業年度末の現金及び預金の残高に加え、2020年6月の30億円の当座貸越枠の設定及びその後の契約更新により、合計で当座貸越の未実行残高28億円と当面の資金を確保していることから、重要な資金繰りの懸念はありません。従って、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

なお、当該事象又は状況の解消のため、コスト圧縮、雇用調整助成金や感染拡大防止協力金の申請等の対策を実行すると共に、宴会等の自粛の代替案としてホームパーティーや大切な方への贈り物、企業の忘新年会・歓送迎会・打上げ代わりのお食事など新しい生活様式でもお届けできる商品としてご家庭で味わえる「おうちで東天紅」の販売を開始し、メニューの充実化、EC事業の販路拡大に取り組んでおります。またネット媒体対応の強化、オンラインセールス導入によるセールス活動の活発化にも取り組んでおります。

2. 会社の株式に関する事項（2022年2月28日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 4,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,572,871株 |
| (3) 株主数 | 4,079名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 泉 グ ル ー プ 株 式 会 社	772千株	30.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	152	5.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	127	5.0
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	78	3.0
九州アフリカ・ライオン・サファリ株式会社	63	2.5
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	60	2.4
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	58	2.3
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	51	2.0
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	39	1.5
有 限 会 社 高 瀬 本 社	37	1.4

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式(4,540株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
小 泉 和 久	代表取締役社長	小泉グループ株式会社、株式会社アブアブ赤礼堂、株式会社ジーエムシー、九州アフリカ・ライオン・サファリ株式会社、塩沢リネンサプライ株式会社 代表取締役社長
藤 井 修 造	専務取締役	
松 本 恵 司	取締役（上野店営業部長）	
佐 藤 昇 昇	取締役（管理部長）	
石 原 徹 徹	取締役	小泉グループ株式会社 相談役
北 村 吉 男	取締役	
浅 沼 沼 俊 之	常勤監査役	
渡 邊 宣 昭	監査役	公認会計士
徳 尾 野 信 成	監査役	税理士

- (注) 1. 当事業年度中における役員の異動
2021年5月27日開催の第65回定時株主総会終結のときをもって、取締役相談役笠原重厚氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 取締役石原徹氏及び北村吉男氏は、社外取締役であります。
3. 監査役渡邊宣昭氏及び徳尾野信成氏は、社外監査役であります。
4. 監査役渡邊宣昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

5. 監査役徳尾野信成氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 当社は石原徹氏、北村吉男氏及び徳尾野信成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、保険会社より填補されることとされています。保険料は全額当社が負担しております。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。
8. 責任限定契約の内容の概要
当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

取締役（7名） 41,349千円（うち社外2名 4,440千円）
監査役（3名） 6,219千円（うち社外2名 2,400千円）

- (注) 1. 当事業年度末日現在の人員は取締役6名（うち社外2名）、監査役3名（うち社外2名）で支給人員との相違は、当事業年度中における取締役1名の退任によるものです。
2. 取締役の報酬限度額は、1982年5月27日開催の第26回定時株主総会において、年額120百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は9名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1982年5月27日開催の第26回定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は2名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

当社の取締役の個人別の報酬額等については、その決定方針は取締役会で決議することとし、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、複数の取締役の協議により原案を作成し、代表取締役が総合的に勘案して決定しております。

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、上記決定方針に基づき、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 石原 徹

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

石原徹氏は、小泉グループ株式会社の相談役であります。小泉グループ株式会社は、当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）の30.1%を有する株主であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開

催した取締役会13回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて、発言を行っております。

② 取締役 北村 吉男

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会13回中12回に出席し、豊富な経験と高い見識に基づいて、取締役会での議論に参加しております。

③ 監査役 渡邊 宣昭

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会13回全て、監査役会12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

④ 監査役 徳尾野 信成

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会13回中12回、監査役会12回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 27,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
27,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の報酬の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行の状況、及び報酬の見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役は、法令・定款を遵守し、コンプライアンス体制の構築を推進する。
- ② 当社及び子会社の取締役は、使用人に法令・定款の遵守を徹底すべく、コンプライアンス体制を整備し、その遵守状況を管理・監督する。
- ③ 監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の状況や、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 当社は、内部通報に関する規程を制定し、当社及び子会社の取締役及び使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談する内部通報制度の整備を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等を整備し、法令及び社内規程に基づき作成・保存する。また、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント基本規程を策定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、顧問弁護士等の助言を受けながら迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。
- ② 取締役及び使用人は、各部門のリスク管理について担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を検討・実施

すると共に、かかるリスク管理状況を定期的に見直すものとする。

- ③ 監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 企業価値向上を目指し、企業理念を機軸に策定した事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行うこととする。
 - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会（月1回）のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ③ 激変する経営環境に迅速に対応するため、常勤取締役等で構成する常務会を毎週1回開催し、経営課題への機動的で効率的な職務執行を行うものとする。
 - ④ 当社は、業務分掌規程、職務権限・決裁権限規程等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
 - ⑤ 当社は、子会社においても、内部統制システムの構築及び運用に際しては、取締役の職務執行の効率性及び迅速性の確保とのバランスを維持するよう監督する。
- (5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社を含むグループ全体における業務の適正を確保するため、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - ② 子会社の取締役を当社より派遣し、一体的な業務運営を図り、重要な情報を把握すると共に、当社監査役が業務執行を監査する。
 - ③ 子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告するものとする。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
監査役を補助する使用人を監査役が求めた場合には配置することとし、同使用人の異動、評価等については監査役会の同意を得るものとする。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役へ報告する。

- ② 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、当社及び子会社の取締役等からその担当業務の執行状況について報告を受ける。
- ③ 監査役は稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- ④ 監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため定期的に意見交換会を開催することとする。
- ⑤ 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図り、意思疎通と効果的な監査業務の遂行を目指す。
- ⑥ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

- (8) 監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、監査役へ報告したことを理由として、報告した者に対し不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を請求したときは、速やかにこれに応じる。

- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理部とし、その責任者を管理部長としております。また、顧問弁護士や警察及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制の整備と情報収集を行うと共に、従業員教育の徹底を図っております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社は、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、取締役会等において継続的に経営上のリスクの識別及び分析を実施し、その対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、監査役は、監査役監査の他、社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。さらに、内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令、定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	907,468	流動負債	2,897,392
現金及び預金	549,521	買掛金	23,577
売掛金	85,638	短期借入金	2,115,000
商品及び製品	6,549	1年内返済長期借入金	172,400
原材料及び貯蔵品	41,365	未払金	241,762
前払費用	44,413	未払法人税等	94,000
その他	180,279	前受金	47,465
貸倒引当金	△300	預り金	19,887
固定資産	10,310,995	賞与引当金	26,000
有形固定資産	8,999,536	資産除去債務	157,300
建物	4,018,115	固定負債	1,196,454
構築物	32,624	長期借入金	434,750
機械装置	21,755	繰延税金負債	5,692
車両運搬具	2,922	再評価に係る繰延税金負債	91,618
工具器具備品	15,901	退職給付引当金	573,543
土地	4,857,539	長期未払金	67,544
リース資産	50,677	預り保証金	23,305
無形固定資産	946	負債合計	4,093,847
ソフトウェア	946	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,310,512	株主資本	8,616,795
投資有価証券	93,555	資本金	2,572,092
長期前払費用	15,239	資本剰余金	6,561,688
差入保証金	981,842	資本準備金	2,561,688
その他	219,874	その他資本剰余金	4,000,000
資産合計	11,218,463	利益剰余金	△506,839
		その他利益剰余金	△506,839
		繰越利益剰余金	△506,839
		自己株式	△10,145
		評価・換算差額等	△1,492,179
		その他有価証券評価差額金	12,910
		土地再評価差額金	△1,505,089
		純資産合計	7,124,615
		負債・純資産合計	11,218,463

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年3月1日)
(至 2022年2月28日)

科 目	金	額
売 上 高		千円 1,997,396
売 上 原 価		1,077,405
売 上 総 利 益		919,991
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,967,229
営 業 損 失		1,047,237
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,715	
助 成 金 収 入	876,356	
そ の 他	6,241	887,313
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,347	
そ の 他	18,735	42,083
経 常 損 失		202,007
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	269,541	269,541
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	873	
減 損 損 失	271,719	
店 舗 閉 鎖 損 失	14,198	
臨 時 休 業 等 に よ る 損 失	750,316	1,037,107
税 引 前 当 期 純 損 失		969,573
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15,539	
法 人 税 等 調 整 額	△38,177	△22,638
当 期 純 損 失		946,934

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年3月1日)
(至 2022年2月28日)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首 残高 (千円)	2,572,092	6,561,688	-	6,561,688	353,507	353,507	△10,066	9,477,221
事業年度中の変動額								
準備金から剰余金への振替		△4,000,000	4,000,000		-	-		-
土地再評価差額金の取崩					86,586	86,586		86,586
当期純損失 (△)					△946,934	△946,934		△946,934
自己株式の取得							△78	△78
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計(千円)	-	△4,000,000	4,000,000	-	△860,347	△860,347	△78	△860,426
当期末 残高 (千円)	2,572,092	2,561,688	4,000,000	6,561,688	△506,839	△506,839	△10,145	8,616,795

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首 残高 (千円)	14,534	△1,418,503	△1,403,969	8,073,252
事業年度中の変動額				
準備金から剰余金への振替				-
土地再評価差額金の取崩				86,586
当期純損失 (△)				△946,934
自己株式の取得				△78
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,623	△86,586	△88,209	△88,209
事業年度中の変動額合計(千円)	△1,623	△86,586	△88,209	△948,636
当期末 残高 (千円)	12,910	△1,505,089	△1,492,179	7,124,615

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法……………最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

主な耐用年数 建物 8年～47年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

主な耐用年数 自社利用のソフトウェア
5年(社内における利用可能期間)

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しております。

表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当 事 業 年 度
飲食業セグメント	5,442,657
賃貸業セグメント	3,557,825
減損損失	271,719

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、原則として各店舗、各賃貸物件を基本単位とし資産のグルーピングを行っております。

資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当事業年度において、飲食業セグメントの一部の店舗においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、主に宴会及び婚礼部門で需要減少の影響を受けたことにより継続的に営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候が認められております。このため、減損損失の認識の要否の判定を行っておりますが、当該判定に用いた将来キャッシュ・フローは、翌事業年度の事業計画を基礎としており、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び売上 of 回復度合いについて、翌事業年度以降も一定期間影響が続くものと仮定して見積もっております。

これらの仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3,372,248千円
2. 担保に供している資産	
建物	2,561,567千円
構築物	23,929千円
土地	2,347,468千円
差入保証金	178,826千円
計	5,111,791千円
上記に対応する債務	
短期借入金	1,560,000千円
長期借入金	407,150千円
計	1,967,150千円

(注) 長期借入金は、1年内返済長期借入金を含めて表示しております。

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額による方法とし、一部について第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

② 再評価を行った年月日

2001年2月28日

損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。なお、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に各店舗及び各賃貸物件を基本単位とし資産のグルーピングを行っております。

用 途	種 類	場 所	減損損失（千円）
事業用資産	建物等	大阪市	143,000
遊休資産	土地等	神戸市	128,719
合 計			271,719

事業用資産の収益性の低下が見込まれる店舗及び遊休資産について、投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

土地	124,764千円
建物	146,955千円
計	271,719千円

なお、事業用資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。

また、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期首の株式数(株)	当 事 業 年 度 増加株式数(株)	当 事 業 年 度 減少株式数(株)	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,572,871	—	—	2,572,871
合 計	2,572,871	—	—	2,572,871
自己株式				
普通株式	4,508	32	—	4,540
合 計	4,508	32	—	4,540

※ 自己株式32株の増加は単元未満株式の買い取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。

デリバティブ取引は利用しない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクについては債権管理要領に沿って取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の賃借にかかる敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金は原則として固定金利で調達しておりますが、変動金利の流動性リスクについては、各社からの報告に基づき財務担当が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足的説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	549,521	549,521	—
(2) 売掛金	85,638	85,638	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	93,372	93,372	—
(4) 差入保証金	15,600	15,180	△419
資産計	744,133	743,713	△419
(5) 買掛金	23,577	23,577	—
(6) 未払金	241,762	241,762	—
(7) 短期借入金	2,115,000	2,115,000	—
(8) 長期借入金	607,150	605,829	△1,320
負債計	2,987,489	2,986,169	△1,320

※ 長期借入金は、1年内返済長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、返済予定額を現在価値に割り引いて算定しております。

負 債

(5) 買掛金及び(6) 未払金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、1年内返済長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
① 非上場株式	182
② 差入保証金	966,242
合計	966,242

(注) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	549,521	—	—	—
売掛金	85,638	—	—	—
差入保証金	3,900	11,700	—	—
合計	639,060	11,700	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	172,400	147,250	87,500	28,800	38,400	132,800
合計	172,400	147,250	87,500	28,800	38,400	132,800

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	14,513千円
未払事業所税	8,216千円
賞与引当金	7,956千円
未払社会保険料	1,193千円
退職給付引当金	175,504千円
長期未払金（役員退職慰労引当金分）	20,668千円
税務上の繰越欠損金	882,743千円
減損損失	145,248千円
その他	50,021千円
<hr/>	
繰延税金資産小計	1,306,066千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△882,743千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△423,322千円
評価性引当額小計	△1,306,066千円
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5,692千円
<hr/>	
繰延税金負債合計	△5,692千円
<hr/>	
繰延税金負債の純額	△5,692千円
上記の他、土地再評価に係る繰延税金負債計上額	91,618千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳については、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

関連当事者との取引に関する注記

(7) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金は 又出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社	小泉 グループ	東京都 台東区	200,000	各種 経営 指導	(被所有) 直接 30.2 間接 2.5	事務所の 賃借等 役員の 兼任	事務所の 賃借	2,204	—	—

(イ) その他の関係会社の子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金は 又出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他 関係 会社 の子 会社	㈱ア ブ赤 堂	東京都 台東区	400,000	繊維、 食品 等の 小売	—	店舗の 賃借 役員の 兼任	店舗の 賃借他 保証金の 差入	23,451 —	— 差入保証金	— 70,000

- (注) 1. 上記(7)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
店舗の賃借他については、近隣の取引実勢に基づいて契約により決定しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の店舗等（土地を含む）を所有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は112,603千円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価 (千円)
当事業年度期首残高 (千円)	当事業年度増減額 (千円)	当事業年度末残高 (千円)	
3,623,856	△43,027	3,580,829	2,706,690

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価に土地再評価を行った金額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費（43,027千円）であります。
3. 事業年度末の時価は、一定の評価額や市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,774.03円
1株当たり当期純損失金額（△）	△368.69円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該債務は関連する資産の使用見込期間が短く、短期で決済されるもののため、割引計算は行っておりません。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株式会社 東 天 紅
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅 野 俊 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 叙 男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東天紅の2021年3月1日から2022年2月28日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あざさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月15日

株式会社	東天紅	監査役会
常勤監査役	浅沼俊之	Ⓢ
社外監査役	渡邊宣昭	Ⓢ
社外監査役	徳尾野信成	Ⓢ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後に、これを削除する。</p>

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役6名のうち2名は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	まつもと けいじ 松本 恵司 (1961年2月26日)	1983年3月 当社入社 2004年6月 当社上野店支配人 2007年3月 当社上野店営業部長 2012年5月 当社取締役上野店営業部長就任 (現在に至る)	1,163株
2	きたむら よしお 北村 吉男 (1954年1月2日)	1978年4月 東京消防庁入庁 2005年7月 同庁消防正監任命 第六消防方面本部長 2007年6月 同庁消防司監任命 予防部長 2009年7月 同庁次長兼人事部長事務取扱 2011年7月 同庁消防総監任命 2013年7月 一般財団法人消防試験研究センター常務理事 2015年6月 同法人理事長 2017年8月 公益財団法人東京防災救急協会理事長 2019年6月 同法人退職 2020年5月 当社社外取締役就任 (現在に至る)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者北村吉男氏は、

- ① 社外取締役候補者であります。
 - ② 長年にわたる消防関係の要職での豊富な経験と防災等についての高い見識をお持ちであることから、取締役の職務の執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。また、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により適任と判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ③ 現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって2年となります。
 - ④ 当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再選が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
 - ⑤ 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役徳尾野信成氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
とくおののぶしげ 徳尾野 信成 (1954年3月9日)	1976年4月 東京国税局採用	0株
	2012年7月 東京上野税務署長	
	2013年7月 東京国税局調査第四部長	
	2014年7月 東京国税局退官	
	2014年8月 税理士登録 (現在に至る)	
	2014年8月 徳尾野信成税理士事務所長 (現在に至る)	
	2015年8月 株式会社ダイナム社外監査役 (現在に至る)	
	2017年6月 株式会社ビー・エム・エル社外監査役 (現在に至る)	
	2018年5月 当社社外監査役就任 (現在に至る)	
2020年6月 株式会社システナ社外監査役 (現在に至る)		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者徳尾野信成氏は、
- ① 社外監査役候補者であります。
 - ② 税務に関する長年の経験や幅広い知識と高い見識を有しており、その専門的見地から取締役の職務執行を監査していただけるものと考えます。また、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により適任と判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。
 - ③ 現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結のときをもって4年となります。
 - ④ 当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再選が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
 - ⑤ 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、当社の監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
さわぐちゆうじ 澤口祐治 (1945年10月1日)	1968年4月 玉川機械金属株式会社(1986年8月三菱伸銅株式会社に社名変更、2020年4月三菱マテリアル株式会社に吸収合併)入社 1995年4月 同社経理部長 2002年6月 同社取締役経営企画部長 2007年6月 同社常務取締役 2008年6月 同社常勤監査役 2010年6月 同社顧問 2011年6月 同社退任	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 澤口祐治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、経営者として、また主に経理部門における豊富な経験と実績により、高い見識と能力を有しており、監査役に就任された場合に、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものです。
3. 澤口祐治氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 澤口祐治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、当社の監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づき役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

株主総会会場ご案内

東京都台東区池之端 1 丁目 4 番 1 号

東天紅上野店 3 階 鳳凰の間

電話 03 (3828) 5111(代)



J	R	上野駅しのぼざ口	徒歩13分
		御徒町駅北口	徒歩13分
私	鉄	京成線・京成上野駅	徒歩10分
地	下	千代田線・湯島駅1番出口	徒歩3分
鉄		銀座線・上野広小路駅A3番出口	徒歩10分
		大江戸線・上野御徒町駅A3番出口	徒歩10分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。